

主任昇任考査実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の任用に関する規則(昭和40年茨木市規則第10号)第31条に基づき主任昇任考査(以下「考査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(考査の種類)

第2 考査の種類は、第1類考査及び第2類考査とする。

(考査の方法)

第3 考査は、人事評価及び経歴評定により行う。

(受験資格)

第4 第1類考査の受験資格を有する者は、当該考査の実施時の属する年度の1月1日において、行政職給料表(一)若しくは企業職給料表(一)の2級82号給若しくは教育職給料表の1級97号給に達している者又は達する者であって、所属長の推薦のあるものとする。

2 第2類考査の受験資格を有する者は、行政職給料表(一)若しくは企業職給料表(一)の2級若しくは教育職給料表の1級に在級する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの又は任命権者が特に必要と認める者とする。

(1) 公務中に死亡した者

(2) 公務上の負傷又は疾病を原因とする障害のため退職する者

(3) その他任命権者が必要と認める者

(考査の実施等)

第5 第1類考査は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

2 第2類考査の実施については、別に定める。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、考査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 当該考査の実施時の属する年度の1月1日（以下「基準日」という。）において、行政職給料表（一）若しくは企業職給料表（一）（以下「給料表」という。）の2級に在級する者で、令和5年3月31日（以下「切替日」という。）において、給料表の3級に在級していた者の第4第1項の規定の適用については、切替日において受けていた号給に、基準日までに一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年茨木市規則第1号）第7条の5第1項から第6項までの規定により得られた号給数を加えた号給が70号給に達している者又は達する者であって、所属長の推薦のあるものとする。